

熊本県公報

第 1 1 2 1 4 号
平成 17 年 1 月 14 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課)	1
公 告	
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分……………(監 理 課)	1
○白川・菊池川地域森林計画の樹立……………(林 政 課)	2
○緑川地域森林計画の変更……………(")	2
○球磨川地域森林計画の変更……………(")	2
○天草地域森林計画の変更……………(")	2
○特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	3
○ " ……(")	3
○ " ……(")	3
○ " ……(")	3
登 載 依 頼	
○平成 17 年度熊本県警察臨時職員選考採用試験 (前期) 実施……………(警 察 本 部)	4

告 示

熊本県告示第 46 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 17 年 1 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県菊池市大字原字深葉 (国有林、次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 34 号

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。
平成 17 年 1 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 17 年 1 月 6 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 中九興業有限会社
上益城郡清和村鎌野 789 - 10
代表取締役 高本 満男
熊本県知事許可 (般 - 12) 第 14893 号
 - (2) 有限会社藤栄建設
上益城郡甲佐町上揚 885
代表取締役 高木 孝子
熊本県知事許可 (般 - 14) 第 10285 号
 - (3) 池田産業
上益城郡御船町滝川 1014
代表者 坂本 秀喜

- (4) 熊本県知事許可（般－12）第 14908 号
 有限会社金森製作所
 上益城郡御船町豊秋 2047－2
 代表取締役 金森 光治
 熊本県知事許可（般－12）第 12823 号
- (5) 有限会社平和組
 下益城郡砥用町清水 6
 代表取締役 岩山 義明
 熊本県知事許可（般特－11）第 09493 号
- (6) 有限会社岩越工務店
 下益城郡砥用町遠野 180
 代表取締役 岩越 春一
 熊本県知事許可（般－12）第 00355 号

3 処分の内容

建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 16 年 11 月 26 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第 35 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により白川・菊池川地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類 白川・菊池川地域森林計画書
- 縦覧の開始時期 平成 17 年 1 月 14 日から
- 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課
- 留意事項 阿蘇郡蘇陽町の民有林については、これまで白川・菊池川地域森林計画の対象としていたが、市町村合併により平成 17 年 2 月 11 日に上益城郡山都町となる予定であることから、合併後は、緑川地域森林計画の対象とすることとしている。このため、阿蘇郡蘇陽町の民有林に係る地域森林計画の縦覧については、平成 17 年 1 月 14 日付け熊本県公告第 36 号による。

熊本県公告第 36 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項及び第 39 条の 4 第 1 項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類 平成 16 年度緑川地域森林計画変更計画書
- 縦覧の開始時期 平成 17 年 1 月 14 日から
- 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 37 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項及び第 39 条の 4 第 1 項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類 平成 16 年度球磨川地域森林計画変更計画書
- 縦覧の開始時期 平成 17 年 1 月 14 日から
- 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 38 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項及び第 39 条の 4 第 1 項の規定により天草地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類 平成 16 年度天草地域森林計画変更計画書
- 縦覧の開始時期 平成 17 年 1 月 14 日から